

令和8年度 市民税・県民税申告日程表

受付時間：午前9時～11時・午後1時～4時

※申告相談日について、各会場により異なりますので、申告日程表をよくご確認のうえ会場にお越しください。
 ※申告受付の開始直後と終了直前は混雑が予想されます。ご都合のつく方は、他の日にご来場ください。
 ※土曜・日曜・祝祭日の会場開設はしませんが、3月1日（日）に限り各会場にて開設します。
 ※〇印の付いている日が開場日になります。

月	日	曜日	挾間地区	庄内地区	湯布院地区
会 場			挾間庁舎 4階大会議室	本庁舎 新館1階市民ホール	ゆふいんラックホール 2階会議室1・2
2月	9日	月	○		
	10日	火	○		
	11日	水			
	12日	木			○
	13日	金		○	
	14日	土			
	15日	日			
	16日	月	○	○	○
	17日	火	○	○	
	18日	水	○	○	
	19日	木	○	○	
	20日	金	○	○	
	21日	土			
	22日	日			
	23日	月			
	24日	火	○	○	
	25日	水	○	○	
	26日	木	○	○	
	27日	金	○	○	
	28日	土			
3月	1日	日	○	○	○
	2日	月		○	○
	3日	火		○	○
	4日	水		○	○
	5日	木		○	○
	6日	金		○	○
	7日	土			
	8日	日			
	9日	月		○	○
	10日	火		○	○
	11日	水		○	○
	12日	木	○	○	○
	13日	金	○	○	○
	14日	土			
	15日	日			
	16日	月	○	○	○

※下記申告について確定申告を行う場合は、市役所の会場では受付できません。(提出のみなら受付可。)

- ・住宅借入金等特別控除、土地建物の売買(収用は除く)、株式の売買、山林の売却、先物取引、退職金、青色申告、過年度申告

大分税務署での確定申告について 大分税務署 ☎ 097-532-4171 (自動音声案内)

日時：令和8年2月16日～令和8年3月16日 (午前9時～午後4時) *土日・祝日を除きますが、3月1日（日）は開設します。

場所：九州電力(株)大分支店2階 (駐車場はご利用できません。入場整理券が必要です。詳しくは大分税務署へお問い合わせください。)

令和8年度 市民税・県民税申告のお知らせ (由布市)

※申告書は各戸に1部配布しています。足りない場合は郵送しますので、ご連絡ください。

お手元の申告書は、皆さまの昨年1年間（令和7年1月1日～令和7年12月31日）の所得金額などを記載するためのものです。

申告がない場合、所得（課税）証明が発行できなかったり、国民健康保険税や後期高齢者医療保険料のほか介護保険料、保育園の保育料の算定など、申告状況を基に算定している行政サービスの負担額が正しく計算できない場合や軽減措置が受けられないことがあります。

収入がなくても上記のサービスを受ける方については、必ず期限内に申告をしてください。

申告をしなければいけない人

令和8年1月1日現在由布市に居住しており、令和7年内に所得があった人。

※令和7年内に無職・無収入等で所得のなかった人でも、令和8年1月1日現在由布市に居住していた人は、住所・氏名等を記入し、所得金額の合計欄に「0」と記入してください。

申告する所得

令和7年1月1日から12月31日までに得た所得です。

市民税・県民税の申告をしなくてもよい人

1. 令和7年分の所得税確定申告書を提出する人。
2. 令和7年中の所得が年末調整済み給与のみの人。ただし、給与が二か所以上ある人や、給与以外の所得がある人は申告が必要です。
3. 令和7年中の所得が年金のみの人。ただし、控除のつけたしだがある人は申告が必要です。また、非課税年金（遺族・障害年金等）のみの方は申告が必要です。

住 所

令和8年1月1日現在の住所を記載してください。

提 出 先

税務課、挾間地域振興課、湯布院地域振興課
※郵送の場合は税務課宛てで右の郵送先に送ってください。

提出期限 令和8年3月16日(月)

令和8年度の主な税制改正について

給与所得控除の見直し

給与所得者に適用される給与所得控除について、給与収入金額が190万円以下の方の最低保障控除額が最大10万円引き上げられます。
 ※給与収入190万円以下の方のみの改正で、給与所得控除額は65万円になります。190万円を超える区分の方は改正はありません。

各種扶養控除等に係る所得要件・控除額の引上げ

令和7年1月1日から12月31日までの収入を基礎とする令和8年度の個人住民税から、各種扶養控除等の適用を受ける場合における所得要件額が10万円引き上げられます。これまで48万円だった扶養親族の所得要件が58万円に引き上げになります。

大学生年代の子等に関する特別控除（特定親族特別控除）の創設

従来より、納税義務者に、19歳以上23歳未満である特定控除対象扶養親族がいる場合、その納税義務者の前年の総所得金額等から所得税は63万円、住民税は45万円を控除することとされていましたが、令和7年1月1日から12月31日までの収入を基礎とする令和8年度の個人住民税から、合計所得金額が58万円を超える19歳から23歳未満の親族がいる場合においても、納税義務者が受けられる控除額が当該親族の合計所得金額に応じて遞減（徐々に減少）していく仕組みで新たに設けられます。

申告に必要なもの

1. 申告書
2. 本人確認・個人番号確認に必要な書類
①～③のいずれかが必要です。
①マイナンバーカード
②通知カード（個人番号記載の住民票も可）
+ 写真つきの身分証
③通知カード（個人番号記載の住民票も可）
+ 写真なしの身分証 2点
3. 源泉徴収票（ないときは支払者の証明書）
4. 控除を受ける場合は各種証明書
例）生命保険料控除証明書・地震保険料控除証明書・社会保険料控除証明書（国民健康保険税、介護保険料、国民年金保険料等は除く）・医療費控除の明細書
※医療費控除を受ける場合の「医療費控除の明細書」を必ず事前に準備してください。
5. 障害者控除を受ける場合は、身体障害者手帳や療育手帳等をお持ちください。
6. 配偶者控除・扶養控除を受ける場合は、被扶養者のマイナンバーがわかるものをお持ちください（通知カード等のコピーやメモでもかまいません）。
7. その他証明書

問い合わせ・郵送先

〒879-5498 由布市庄内町柿原302番地
由布市役所 税務課 課税係
☎ 097-582-1269



市民税・県民税申告の記載について

○所得の種類

営業等	製造業、卸売業、小売業、サービス業その他の事業から生ずる所得
農業	農産物の生産、果樹栽培、家畜の飼育、採卵、酪農品の生産から生ずる所得
不動産	土地や建物等の不動産、借地権等の不動産の上に存する権利、船舶や飛行機の貸付けによる所得
利子	公社債や預貯金の利子、公社債投資信託等の収益の分配などの所得
配当	株式の配当、余剰金の分配、基金利息、投資信託（公社債投資信託等を除く）の収益の分配の所得
給与	俸給、給料、賃金、歳費及び賞与等の所得
雑	公的年金等（年金・恩給）、生命保険の年金、事業所得に該当しない原稿料・講演料など、他の所得に当てはまらない所得
譲渡	車両、機械、船舶、航空機、漁業権、著作権、特許権などの資産の譲渡による所得
一時	懸賞の当選金、競馬・競輪等の払戻金、生命保険や損害保険の満期一時金など一時的に得た所得

○給与所得の計算表

給与等の収入金額の合計額	給与所得金額
~650,999円	0円
651,000円~1,899,999円	収入金額-650,000円
1,900,000円~3,599,999円	収入金額÷4=A A×2.8-80,000円
3,600,000円~6,599,999円	(千円未満端数切捨) A×3.2-440,000円
6,600,000円~8,499,999円	収入金額×0.9-1,100,000円
8,500,000円~	収入金額-1,950,000円

*給与等の収入金額が850万円を超える場合、次の(1)~(4)のいずれかに要件を満たす場合は所得金額調整控除を給与所得の金額から差し引く。

(1) 特別障害者（特障）である (3) 特障の同一生計配偶者を有する

(2) 23歳未満の扶養親族を有する (4) 特障の扶養親族を有する

☆所得金額調整控除=（給与等の収入金額-850万円）×0.1

なお、給与等の収入金額が1,000万円を超える場合、計算上使用する給与等の収入金額は1,000万円。

*給与所得及び公的年金等に係る雑所得の金額があり、給与所得及び年金所得等に係る雑所得の金額の合計額が10万円を超える場合には、給与所得（10万円を限度）及び公的年金等に係る雑所得（10万円を限度）の金額の合計額から10万円を控除した残額が給与所得の金額から控除されます。

○公的年金等の計算表

昭和36年1月2日以後に生まれた方（65歳未満）	
公的年金等収入金額	公的年金等所得金額
~1,299,999円	収入金額-600,000円
1,300,000円~4,099,999円	収入金額×0.75-275,000円
4,100,000円~7,699,999円	収入金額×0.85-685,000円
7,700,000円~9,999,999円	収入金額×0.95-1,455,000円
10,000,000円~	収入金額-1,955,000円

昭和36年1月1日以前に生まれた方（65歳以上）

公的年金等収入金額	公的年金等所得金額
~3,299,999円	収入金額-1,100,000円
3,300,000円~4,099,999円	収入金額×0.75-275,000円
4,100,000円~7,699,999円	収入金額×0.85-685,000円
7,700,000円~9,999,999円	収入金額×0.95-1,455,000円
10,000,000円~	収入金額-1,955,000円

*非課税年金（遺族年金・増加恩給・障害年金）は所得に計上しません。

*公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額が1,000万円~2,000万円の場合は上記の表の式からさらに10万円を加える。

*公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額が2,000万円を超える場合は上記の表の式からさらに20万円を加える。

○所得から差し引かれる金額

雑損控除 項番1	自己又は同一生計の家族・親族が災害（風水害・火災・冷害・雪害・獣害等）、盗難、横領により資産に損失を受けたとき ①<差引損失額-所得金額の10%> ②<差引損失額のうち災害関連支出の金額-5万円> ①~②のどちらか有利な金額が控除対象額
医療費控除 項番2	自己又は同一生計の家族・親族の医療費を支払ったとき（『医療費控除の明細書』を作成の上、支払額を計算） ①（支払医療費-保険等補てん金）-<10万円>または<所得金額の5%>のどちらか少ない方 ②（薬局等で購入したスイッチOTC医薬品購入費-保険等補てん金）-12,000円 ①~②のどちらか有利な金額が控除対象額
社会保険料控除 項番3	自己又は同一生計の家族・親族の負担すべき社会保険料を支払ったとき 支払保険料の全額が控除対象額 例）国民健康保険税・介護保険料・国民年金・国民年金基金等
小規模企業共済等掛金控除 項番4	自身が契約した小規模企業共済の掛け金を支払ったとき 支払保険料の全額が控除対象額 例）中小企業基盤整備機構共済、iDeCo等
生命保険料控除 項番5	自己又は同一生計の家族・親族の生命保険契約等（一般生命保険料・個人年金保険料・介護医療保険料）の掛金を支払ったとき 旧契約（平成23年12月31日以前に締結した保険契約等）の場合 新契約（平成24年1月1日以後に締結した保険契約等）の場合 ～15,000円 全額 15,001円~40,000円 掛金×1/2+ 7,500円 40,001円~70,000円 掛金×1/4+17,500円 70,001円~ 35,000円 限度額：35,000円 ～12,000円 全額 12,001円~32,000円 掛金×1/2+ 6,000円 32,001円~56,000円 掛金×1/4+14,000円 56,001円~ 28,000円 限度額：28,000円 *一般生命保険料と個人年金保険料と介護医療保険料の複数の保険料がある場合 ⇒一般生命保険料控除額 + 個人年金保険料控除額 + 介護医療保険料控除額 = 生命保険料控除額（限度額：70,000円）

○所得から差し引かれる金額

地震保険料控除 項番6	自己又は同一生計の家族・親族の地震保険契約等の掛金を支払ったとき 地震保険料の場合 地震保険料控除額×1/2 Max 25,000円	自己又は同一生計の家族・親族の地震保険契約等の掛金を支払ったとき 地震保険料の場合 地震保険料控除額×1/2 Max 25,000円	
		*地震保険料と旧長期損害保険料の両方がある場合 地震保険分控除額 + 旧長期損害保険分控除額 = 地震保険料控除額 *ただし、1つの保険契約の中で旧長期損害保険と地震保険の両方が備わっている場合、どちらか有利なほうを選択します。	～5,000円 5,001円~15,000円 15,001円~ 全額 支払金額×1/2+2,500円 Max 10,000円
【マ】 障害者控除 項番7	自己又は自己の控除対象となる配偶者・扶養親族が障害者であるとき 普通障害者 …控除額26万円 特別障害者 …控除額30万円 同居特別障害者 …控除額53万円	身体障害者手帳3級以下、精神障害者保健福祉手帳2級以下、療育手帳B 身体障害者手帳2級以上、精神障害者保健福祉手帳1級、療育手帳A 上記の特別障害者に該当し、納税者と同居している人	身体障害者手帳3級以下、精神障害者保健福祉手帳2級以下、療育手帳B 身体障害者手帳2級以上、精神障害者保健福祉手帳1級、療育手帳A 上記の特別障害者に該当し、納税者と同居している人
寡婦控除 ひとり親控除 項番8	寡婦控除 …控除額26万円 ひとり親控除 …控除額30万円	離婚…子以外の扶養親族を有し、かつ合計所得金額が500万円以下の人 死別・生死不明…合計所得金額500万円以下の人 婚姻歴や性別にかかわらず、総所得金額等が58万円以下の生計を一にする子を有する単身者で、かつ合計所得金額が500万円以下の人	離婚…子以外の扶養親族を有し、かつ合計所得金額が500万円以下の人 死別・生死不明…合計所得金額500万円以下の人 婚姻歴や性別にかかわらず、総所得金額等が58万円以下の生計を一にする子を有する単身者で、かつ合計所得金額が500万円以下の人
勤労学生控除 項番9	…控除額26万円	自身が学生であり合計所得金額が85万円以下で、かつ給与所得以外の所得が10万円以下のとき	自身が学生であり合計所得金額が85万円以下で、かつ給与所得以外の所得が10万円以下のとき
【マ】 配偶者控除 老人配偶者控除 項番10	…控除額 最高33万円 …控除額 最高38万円	自身の合計所得金額が1,000万円以下で、合計所得金額が58万円以下の生計を一にする配偶者を有するとき 上記の控除対象配偶者が満70歳（昭和29年1月1日以前生まれ）以上のとき *自身の合計所得が900万円から1,000万円の間の場合、下表のように控除額が減額されます。 単位：万円	自身の合計所得金額が1,000万円以下で、合計所得金額が58万円以下の生計を一にする配偶者を有するとき 上記の控除対象配偶者が満70歳（昭和29年1月1日以前生まれ）以上のとき *自身の合計所得が900万円から1,000万円の間の場合、下表のように控除額が減額されます。 単位：万円
【マ】 配偶者特別控除 項番11	…控除額 最高33万円	自身の合計所得金額が1,000万円以下で、合計所得金額が58万円以下の生計を一にする配偶者を有するとき	自身の合計所得金額が1,000万円以下で、合計所得金額が58万円以下の生計を一にする配偶者を有するとき
扶養控除 項番12	給与収入のみの場合（親族等の合計所得金額） ～160 (~95) ～170 (~105) ～175 (~110) ～180 (~115) ～185 (~120) ～190.4 未満 (~125) ～197.2 未満 (~130) ～201.6 以上 (133~) 控除額 45万 41万 31万 21万 16万 11万 6万 3万 ～1,095 (~900) ～1,145 (~950) ～1,195 (~1,000) 1,195~ (1,000~)	給与収入のみの場合（親族等の合計所得金額） ～160 (~95) ～170 (~105) ～175 (~110) ～180 (~115) ～185 (~120) ～188 (~123) 控除額 45万 41万 31万 21万 11万 6万 3万 ～1,095 (~900) ～1,145 (~950) ～1,195 (~1,000) 1,195~ (1,000~)	給与収入のみの場合（親族等の合計所得金額） ～160 (~95) ～170 (~105) ～175 (~110) ～180 (~115) ～185 (~120) ～188 (~123) 控除額 45万 41万 31万 21万 11万 6万 3万 ～1,095 (~900) ～1,145 (~950) ～1,195 (~1,000) 1,195~ (1,000~)
基礎控除	…控除額43万円 …控除額29万円 …控除額15万円 …控除額 0円	合計所得金額が2,400万円以下の人の 合計所得金額が2,400万円超2,450万円以下の人の 合計所得金額が2,450万円超2,500万円以下の人の 合計所得金額が2,500万円超人の	合計所得金額が2,400万円以下の人の 合計所得金額が2,400万円超2,450万円以下の人の 合計所得金額が2,450万円超2,500万円以下の人の 合計所得金額が2,500万円超人の
◎市民税・県民税申告書への記載について			
*営業等・農業・不動産所得は、申告書裏面の収支内訳を作成の上、表面の「収入金額」「必要経費」「所得金額」を記入します。			
*給与・年金所得については、収入金額を申告書の「収入金額」欄に記入し、各計算表で算出した所得金額を「所得金額」欄に記入します。			
*非課税所得（遺族年金・障害年金・増加恩給など）があるときは、「非課税所得」欄に記入します。			
*昨年中、無職・無収入であった場合、「所得金額」合計欄に「0」を記入			